

一般社団法人 日本環境化学会
個人番号及び特定個人情報取扱い管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境化学会（以下「本会」という。）が作成する源泉徴収票や支払調書等法定調書への記載に必要な、関係者個人の個人番号及び特定個人情報の取り扱いについて、その第三者への情報漏えいを防止することを目的とする。

(個人番号の収集)

第2条 関係者個人から個人番号を収集するときは、適切な手段（免許証、保険証など）により本人確認を行ったうえで、第三者に容易に開示されない方法で行う。

(個人番号の管理と利用)

第3条 収集した当該個人番号情報は、本会の事務局で管理台帳を作成し保管・管理・利用する。

- 2 保管・管理は紙媒体で行い、その利用については事務取扱責任者の許可を得て、事務取扱担当者がこれを行う。
- 3 電子帳票保管の必要が生じた場合は暗号付きファイルによるものとし、当該暗号承知は事務取扱担当者と事務取扱責任者の範囲とする。書類保管の場合は容易に持ち出せない箇所でこれを保管する。
- 4 事務局長は定期的に保管・管理状況を検査し、漏えい等の事象がないことを確認する。

(報 告)

第4条 保管・管理状況について、事務局長は適宜理事会へ報告するものとする。

- 2 理事会は保管・管理状況についてより有効な漏えい防止対策の必要があると認めた場合は速やかに事務局長を責任者としてこれを行うものとする。

(漏えい時の処置)

第5条 万一、個人番号情報が外部に漏えいした事が疑われる事態が発生した場合は、事務局長は直ちに要因を調査するとともに業務執行理事および理事会へ報告し、その指示の下で当該個人への通知、監督官庁窓口への報告、再発防止策の決定等適切な処置をとるものとする。またその結果をこの学会のホームページ等で公表する。

(廃 棄)

第6条 保管しておいても再び利用される見込みがないと考えられる個人番号情報は、事務取扱責任者の確認のうえ、事務取扱担当者が速やかに再現不可能な形で廃棄するものとし、廃棄日時、廃棄方法、廃棄作業名は管理台帳に記録する。

(規程の変更)

第7条 この規程の改定は本会理事会において行う。

平成28年5月17日制定

附則：この規程は平成28年5月17日から施行する。